

● 条文の引用は必須。

● 「会社帳簿」→ 会社法 433条。

第1. 設問1について.

1. Dの甲社代表取締役Aに対する直近3期分の税勘定元帳及びその補助勘簿の入手取引に関する部分の閲覧請求は、会社法433条1項1号a(以下、法と略す)の会社帳簿の閲覧請求に該当する。

かかる請求が認められるためには①該役権の $\frac{3}{100}$ 以上を有する株主が②株式会社の営業時間内に③理由を明らかにして、行う必要がある。

本事件では、Dは、甲社株主総数1000株のうち、200株を有している。(①を充足)として、Dは甲の営業時間内に本請求を行っており②を充足する。またDの請求の理由は、Aの経営からのリバートの授受による損害賠償の検討に必要と明示されており③を充足する。

よって、Dの請求は認められるように見られる。

2. 法433条2項は、閲覧請求を拒否した場合の理由を規定している。Dの請求が法433条22項の各号に該当すれば、甲は請求を拒否できよう。
以下、法433条22項各号の該当性を検討する。

(1) 1号について.

株主が株利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったときは拒否できよう。Dは便宜上、Aの取締役の責任追及の有無を確認する目的で、本件~~請求~~閲覧請求を行う旨、理由を明示して

いから、莫の母は自己の株式をAに買い取らうと
ある。再就職請求の程度は、全社、再就職の責任
造りの為にあるとあり、このように造同の再就職
請求のべきではない。よて、「本社の取締役又は行役
職員の職務以外の目的」で行ったものとして、甲は
Dの請求を拒否することできる。

(2) 3号について、(→ 競争関係にあるとの関係で書くべき)。

3号は、実質的に競争関係にある事業を営み、又は、
これに競争するものとしての請求を拒否することである
定めである。これは、本制度を利便した競争関係に
ある者の企業の秘密の流出を防ぐ点にある。この点、設け
られた規定である。この点、Dは甲と同じくハンバーガー
ショップを営む2社の一人株主である。現時点では
2社経営に關与していないとの、いってDは2社の
意見を決定し得る地位にあり、~~2社はDを~~ Dは2社と
同視できる。よて、Dは甲社と競争関係にあるといえ、
甲はDの請求を拒否することできる。(→ 実質的競争関係
にははい)

(3) 2号、4号、5号。

これら各号に該当する事実はない。

3. 以て、甲は243条²項1号、3号を理由に、Dの
請求を拒否することできる。

第2. 設問2について。

1. 小問(1)について。

議案5 → 831 案。 (A 解任の件)

828II

834(17)

① 不審 ② 3ヶ月 ③ 報告。

報告 → 834(17)

(1) C の各決議の取消の件は、法831条、1項各号に
該当するとして理由に於てこれを考慮せらる。本件では
① 株主総会における役員の説明義務違反(法314条)を
理由とする決議の取消の法令違反(法831条、1項各号)及び
② 特別の利害関係を有する者が決議権を行使した
ことを理由とする(法831条、1項各号)主張を考慮せらる。

以下、①②について説明する。 法120条 財産上の利益の供与

(2) ① 説明義務違反について。 (不正料) → 更なることが通例。

法314条は、役員等に、株主総会での説明義務を
課している。本説明義務は、役員等に質問全てに
ついての回答義務を課するものではない。議題、
議案に関する質問に ~~回答~~ については回答義務を
有すると考えらる。本件では A の解任決議に際し、
A の不正なリベートの受取に関する質問であり、
議案に関するものである。よって A は C の質問に
回答する義務がある。 ~~にもかかわらず~~ にもかかわらず
A は、質問全てに回答せず、決議を行っており、
決議の取消の法令違反が認めらる。

(3) ② 特別利害関係者の決議権行使について。

本件では A の解任決議において、A 自身から決議に
参加している。よって、かかる A の決議参加から、① 特別の
利害関係を有する者が決議権を行使したことにより
② 著しく不正な決議が決議されたことにより、

あたらないだろうか。まず、Aは、事件解任決議の
当事者であり、①特別利害関係を有する者に
あたるといえる。また、甲は、その定款で、取締役会を
解任する時は、決議権者の過半数を有する株主に出席
し、 $\frac{2}{3}$ 以上の多数に達することを旨から定められている。
事件では、~~従事~~ Aが特別利害関係者として、決議に
参加して行った場合、解

(決議2) 解任 → 特別利害関係取締役には
あたらない

監任 → ?!

(取締役会、株主総会)

※ 315E → 決議の完全指揮権 → 2つをまとめて
314 → 説明が
規範立て可

※ 304 → 議案提案権違反

303 → 不起 → 招集通知への記載が必要

否決 → 831の取消の対象にならない (不適法取下)

疑問3. 株主総会決議、取消

↓ Cが特別利害関係人 (831E③)

● 定款違反 (831E①)

+ 174条趣旨

(理由)

① 条文上の理由 ② 趣旨 ③ 理論上の理由

※ 添削を利用される方は、必ず、会員番号を記入してから、スキャンしてください。

第1. 設問1について.

1. BのAに対する売買契約(民法555条、以下「法」と略す)に基づく代金支払請求権としての50万円の支払請求は認めらるるか.

2. まず、BのAに対する請求が認めらるるには、ABPAに売買契約が有効に成立していることが必要である.

本件では、平成29年9月10日、松茸5キロを代金50万円、乙倉庫において代金の支払と引換に行うことを合意しており、売買契約は有効に成立しているといえる.

3. しかし、本件においては、Bは松茸5キロを未だAに引渡していない。AはBの代金支払請求に対し、同時履行の抗弁(法533条)を主張することができる。同時履行の抗弁が認めらるるには、相手方の弁済の提供がよいことが必要である.

弁済の提供は①債権の本質に従い②弁済の準備本件Bの債権は取立債権であることが完了したことを通知し、受領を催告することが必要である(法493条)

本件ではBは、本件売買契約の約定に合致した、松茸5キロを相話し、①充足、Aに準備が整った旨を連絡し、受領を催告している。よって、弁済の提供が認めらるる。
(②充足) (Bに)

以上より、Bに弁済の提供が認めらる。Aに同時

履行の拒否は認められない。

4. だが、Aは、Bの債務は特定し(注401条2項)

かかる債務が履行不能とされたことより、売買契約の解除(注542条1項1号)を主張するところから、

Aの解除の主張が認められるには①債務の全部が履行不能であること②Aの責に帰すべき事由であることが必要である。その履行不能が

本件では、特定したAの債務の履行不能に依り履行不能とされている。(①充足)。しかし、

本件の債務の履行不能は、AがAの引渡期限に、引取らなかりにこの原因とされているといえる。甲トコ

が無くなっていたことは、少なくともAの管理に過失があるといえる。帰責事由を決定する。よって、債務の

履行不能について、Aに帰責性が認められ、②を以て、Aに解除は認められない。

5. 以上より、AはBの請求を拒否す。Bの代金支払請求は認められる。

第2. 設問2について。

1. 小問(1)について。

(1) (ア)のDの発言は正当とはいえない。以下、理由を論ずる。

(一). 道路運送車両法5条により、登録された自動車の新車は、登録を済ませなければ

第3者に対抗できない旨を定めている。そして「第3者」とは、当事者及び包括承継人以外の者で、第6次車輦の登録の欠缺を主張することにより正当な利益を有する者というを看する。本件ではEは仮土地の所有権に基き返還請求権としての土地明渡を求めるとし、甲トニックの登録につき、正当な利益を有する者にあらずしてEが返還請求権を求める相手は車輦登録の名義人であるDとなる。また、車輦売買時に自ら所有権留保の持約を付したDは、かかる不利益が生じないとして、酷とはいえない。

(3)以上より、Dの発言は正当とはいえず、Eの請求の相手方はEとなる。

2. 小問(2)について

(1)Eの請求は認めらる。なぜなら、先述通り、Dは自らの意思により車輦登録の名義を自己の下にとめてあり、正当な利益を有する者の請求を拒むことができないと考へるべきである。

第3. 設問3について。

1. FはGに対し幾らの金額を請求できるといえるか。
2. まず、本件相続の対象となる財産は、積極財産が2,000万円あり、消極財産が300万円であるから、1,700万円である。しかし、本件遺言には積極財産の分配の旨が記されておらず、消極財産300万円を

合人2人合組については記されていない。そこで本件
遺言をいかに解釈すべきかが問題となる。

この点、~~相続人~~ 遺言による遺産の分割は、被相続
人の意思が尊重されるべきである。これは、遺言に
おいて、Fに多くの財産を相続させ、次いでG、
最後にHの順で、相続をさせる旨を記しており、
かかる順位での相続財産の分配がHの意に沿
ったと考えらる。

本件遺言においては、これはF、G、Hにそれぞれ、1,200万円
600万円、200万円を相続させるつもりであった。このCの
意に沿って、遺産における各員の財産比率を考慮できると、
6対3対1と解釈することができる。とすると、相続
財産が1,700万円である場合、1,020万円、510万円、170万円
の割合で分配されることになる。そして、FはBにそれぞれ、
300万円の支払いを行ってほしいと述べ、1,020万円に300万円
を加えた金額を受け取るとしている。本件では、Fは
Gにそれぞれ、600万円と510万円の差額90万円の支払い
請求ができることになる。

3. 以上より、FはGにそれぞれ90万円の支払いを請求できると
いう。

所有権留保 → 登記が義務づけられていないと認められる。

弁済金の到来 → 担保権が現実化する。

・H6判例 → 不動産 → 動産ではないという違い。

第三者に對抗できない旨を定めている。そして「第三者」とは、善意者以外の者を指す。善意者とは、登記簿の欠陥を主観的にして正當な利益を有する者という。本件ではEは、取壊しの所有権に基いて返還請求権と土地明渡を求めた。甲、乙の登記簿の登記に基づき、正當な利益を有する者である。Eが返還請求権を求めた相手は、車庫登記簿の記載人であるPとD。また、車庫売却時に自ら所有権留保の持主としてDに、かかる利益が

生じたことを、Dは認めた。Dの発言は正當とはいえず、Eの請求の相手方はPとD。

2. 小問(一)について

(1) Eの請求は認められず。なぜなら、先述の通り、Pは自ら同意して、車庫登記簿の記載を自己の下にしておき、正當な利益を有する者の請求を拒否することはいずれも認められず。

第3. 疑問点について

1. FはGに対し幾ら金額を請求できるといえるか。
2. 本件担保権の対価となる財産は、積立財産が2,000万円あり、消滅財産が3,000万円あり、これらから、1,000万円を差引、本件遺言には積立財産の分配の旨が記されている。消滅財産3,000万円を

合人との合意については記されていない。そこで本件遺言を以て解釈するべきか。Pの問題となる。①

この点、~~本件~~遺言による遺産の分配は、被相続人の意思が尊重されるべきであり、Eは、遺言に、おいて、Fに多くの財産を相続させ、次いでG、最後にHの順で、相続をせよと記している。かかる順位での相続財産の分配がHの意とあると考へるべき。

本件遺言においては、FはF、GはG、HはHとし、1,200万、600万、200万を相続せよと記されている。このCの意と、遺産にありし各債権の現存比率を考慮すべき。600万、200万と解釈すべきであり、とすると、相続財産が1,700万円である場合、1,020万、510万、170万の割合で分配されることになり、FはBに27.3万円の支払いを要する。1,020万、170万、510万の割合で分配されることになり、FはGに27.3万円の支払いを要する。FはGに27.3万円の支払いを要する。FはGに27.3万円の支払いを要する。③

3. 以上より、FはGに27.3万円の支払いを請求すべきこと。以上。

遺言 → 遺言者の意の尊重。

遺産分割の決定(908) ← 遺言 ↔ 遺贈

相続分の決定 → 902。

除斥 → 892, 893。

手続 → 897E。(P → Gへの請求)

- 不仁苛 → 特定済 → 履行不能 → 同時履行の抗弁は認められない。
- 解除 → 帰責事由は必要なし。(危険負担と解除の整理)
- 「特定した種類物債権」 ≠ 特定物債権。
- 合議・通知
 ↳ 乙倉庫 ↳ 運送。
- Cの過失 → 履行補助者 →

本件は取立債。

長い

第1. 設問1について。

1. BのAに対する売買契約(民法555条、以下「法」と略す)に基づき、代金支払請求権としての50万円の支払請求は認めらるべき。

2. また、BのAに対する支払請求が認めらるるには、ABPAに売買契約が有効に成立していることが必要であり、本件では、平成29年9月10日、松茸5キロと代金50万円、乙倉庫において代金の支払と引渡を行うことを合意しており、売買契約は有効に成立しているといえる。 [2]

3. しかし、本件においては、Bは松茸5キロを未だAに引渡していない。Aは、Bの代金支払請求に対し、同時履行の抗弁(法533条)を主張するべきが考えらる。 [3] 同時履行の抗弁が認めらるるには、相手方の弁済の提供が公平に必要であり、弁済の提供は ① 債権の存在に従い、② 弁済の準備 本件Bの債務は取立債務であることが認めらるることを通知し、受領し、償還することが必要である(法493条) 本件ではBは、本件売買契約の約定に合致した、松茸5キロを箱詰めし、①充足、Aに準備が整った旨を連絡し、受領し、償還している。よって、弁済の提供が認めらる。 (②充足) Bに

以上よりBは弁済の提供が認められ、Aに同時

履行の抗弁は認めらるる。

4. ところで、Aは、Bの債務は特定し(法401条2項)かかる債務が履行不能となったことより、売買契約の解除(法542条1項1号)を主張するべきが考えらる。 Aの解除の主張が認めらるるには① 債務の全部が履行不能であるか ② Aの責に帰する事由であることが必要である。 [1] ①の履行不能は、本件では、特定した松茸の毀滅債務が困難により履行不能とみていい。(①充足)。しかし、本件で債務の履行不能は、Aが松茸の引渡期限に、引取らなかつたことが原因と認めらるるといえる。甲本が無くならつたことは、少なくともAの管理に過失があるから、帰責事由を認定できる。よって、債務の履行不能について、Aに帰責性が認められ、②も既にAに解除は認めらるる。

5. 以上より、AはBの請求を拒めず、Bの代金支払請求は認めらる。

第2. 設問2について。

1. 小問(1)について。

(1) ①のDの発言は正当とはいえない。以下理由を論ずる。

(一) 直路運送車両法5条によつて、登附した自動車の所有権の帰属は、登附した旨がわかる

注釈の一覧 :H30民法 .pdf

ページ :1

番号 : 1 作成者 : snsdl タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/14 16:09:05

現行法下においては、危険負担ではなく解除を論ずべきという点は一定理解できます。

ただ、あくまで履行拒絶権として論ずるのが通例だと考えられます。また、解除で論ずるとして、この要件は何の書籍から取ったのでしょうか？条文から論じて下さい。少なくとも要件②は明確に誤りだと思えます。

番号 : 2 作成者 : 目瀬 タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/14 15:51:00

1と2は、記載内容が誤りではないですが、訴訟物と請求原因事実は問題なく認められるところ、分量として多すぎます。ポイントはここではないと見極めも重要です。

番号 : 3 作成者 : 目瀬 タイトル : ノート注釈 日付 : 2023/08/14 16:06:03

同時履行の抗弁権を論じる場面ではありません。目的物が特定されており、履行不能になっていることは明らかでは

ページ:2

番号: 1 作成者: snsdl タイトル: ノート注釈 日付: 2023/08/15 7:48:22
消極財産の分配を遺言で記載できるのでしょうか？

番号: 2 作成者: snsdl タイトル: ノート注釈 日付: 2023/08/15 6:30:22
・担保物件法は学習されたことがあるでしょうか。
問題意識に気付いていないので、再度復習下さい。
・また、Eは取引関係にもないのに「第三者」になるのでしょうか？この点も物件法の基礎的な理解になると思いますので、復習下さい。

番号: 3 作成者: snsdl タイトル: ノート注釈 日付: 2023/08/15 7:50:44
一生懸命遺言を解釈しようとしているのは良いですが、やはり相続制度の理解が追いついていないと思われ、無理な解釈になっているところです。
一つずつ、相続債務の性質、廃除制度等復習したうえで、考え直して見て下さい。

番号: 4 作成者: snsdl タイトル: ノート注釈 日付: 2023/08/15 7:46:54
積極財産と消極財産を合算してみる意義はないです。
相続財産それぞれがどのように扱われているかを理解しているかが不安になるので、むしろ余事記載と思います。
